

下島自治会細則

- 第1条 この細則は、下島自治会規約第7条により定める。
- 第2条 下島自治会は、組長会議で自治会選考委員（以下選考委員という）を委嘱する。
- 第3条 選考委員は、次の12名以内とする。
組長 代表6名
部長 代表4名以内
有識者 2名（自治会役員経験者及び地域諸団体長並びに同経験者）
- 第4条 選考委員は、互選によって委員長1名・副委員長1名を決める。
- 第5条 選考委員長は、選考委員会の運営に当たり、副会長3名、会計1名、監事2名の役員候補者を選考し、総会へ推薦する。
- 第6条 選考委員の任期は、委嘱を受けた日より総会において可決承認されたときまでとする。
- 第7条 選考委員は、原則として役員に推薦しない。
- 付則 この細則は平成16年11月29日から施行する。
1. 一部改正、平成23年4月1日より施行する。
2. 一部改正、平成31年4月1日より施行する。